

間伐の確認及び、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

一般社団法人木材表示推進協議会

制定平成24年10月〇日

平成26年6月25日改訂

令和6年7月29日改訂

令和7年3月10日改訂

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の施行にともない、再生可能エネルギー発電設備の区分ごとの調達価格等が定められ、木質バイオマスについても、「間伐材等由来の木質バイオマス」、「一般木質バイオマス」「建設資材廃棄物」を電気に変換する設備について、それぞれの区分ごとに調達価格等が定められたため、既存の建築材料、製紙用の利用への影響を及ぼさないように配慮しながら、発電用の木質バイオマスが円滑に供給されるよう、林野庁は電力利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインを公表したところである。

また、平成22年度より、グリーン購入法の基本方針の改定により、国などが調達するコピー用紙について、古紙以外に間伐を原料とした指定が行われることとなり、製紙原料の間伐由来の確認を行う必要が出てきている。

これらを踏まえ、一般社団法人木材表示推進協議会（以下「本協議会」という）は、樹種、原産地、加工種類の自主的表示、原料の合法性、持続可能性の証明とともに

- ・ 再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電用の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、発電燃料となる間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びこれらを原料とするチップ等の供給にかかる証明の取り組み
- ・ 令和4年度以降の FIT・FIP 認定案件（1,000kw 以上）については、ライフサイクル GHG の基準が適応される場所、発電事業者によるライフサイクル GHG の算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるように努める取り組み
- ・ コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙原料チップが間伐材由来であることの確認への取り組み

をすることとし、これに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表する。

また、令和4年度以降の FIT・FIP 認定案件（1,000kW 以上）については、ライフサイクル GHG の基準が適用される場所、発電事業者による GHG の算定に必要な情報が適切

に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとする。

(既存利用と森林の循環利用に配慮した木質バイオマスの発電利用の促進)

1 本協議会は、発電利用に供される木質バイオマスの利用にあたっては、既存利用に影響を及ぼさないよう、また森林の循環利用に配慮しながらこれを推進することに努めるものとする。

(間伐材を原料として使用したコピー用紙の普及促進)

2 本協議会は、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給等を通じ、間伐材を原料としたコピー用紙の普及促進に資するよう努力するものとする。

(会員事業者等の認定)

3 林野庁が策定した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関連して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、本協議会の会員事業者等の認定を行い、間伐材であることが証明されたコピー用紙の原料となる木材の供給、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給に努めるものとする。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクル GHG の算定に必要な情報の収集・管理・伝達の実施についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとする。

(情報の公開)

当協議会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。